

令和2年度ドライブレコーダー導入促進助成事業の一部改正について
～「標準型・簡易型」が助成対象に追加されました～

令和2年12月に実施した「ドライブレコーダー導入実態調査」では、大変多くの方に調査ご協力頂き、誠にありがとうございました。

その調査表を集計・分析した結果、ドラレコ未装着の大きな理由として

- 〔◆現在の助成対象は「運行管理連携型」に限定されていて高額で負担が大きい
◆安価な「標準型・簡易型」も助成対象に追加になれば導入を検討したい〕

との声が多くあり、県ト協正副会長会議等で協議した結果、次の通り助成要領を一部改正致しました。

◆ドライブレコーダー導入促進助成事業実施要領一部改正（抜粋）◆

1. 申請受付締切日 : **令和3年3月10日（水）必着**
（受付延長） ※令和2年4月1日以降に導入した装置に対し助成する。
申請の際は、装着予定・支払予定は認められない。
2. 対象機器 : **標準型・簡易型【機種指定なし】**
（今回追加分） ※別紙「実施要領」参照
3. 助成金額・上限 : **1台15,000円【定額助成】**
（今回追加分） 1社20台上限（運行管理連携型の申請分と通算する）
※機器本体価格のみ助成対象（工賃・消費税等は含まない）
※機器購入金額が定額に満たない場合は、購入金額を上限に助成する。（千円未満切捨て）
4. 必要書類 : 購入金額が分かる会社宛「領収書(写)又は請求書(写)」又は
「割賦契約書(リース契約写し)」
【機器名・購入金額・台数を明記した書類】
5. 申請様式 : 県ト協ホームページに掲載

★今回の助成対象機器の追加措置（標準型・簡易型）は、「令和3年3月10日申請分」までとなっております。

★来年度（令和3年度）については現在検討中です。

年度末に向けて業務ご多忙とは存じますが、この機会に是非ご検討下さい。

[問合せ先] 県ト協 適正化事業課（山田、大西、兵頭、山岡、竹中）
TEL 089-957-1069